



様式第2号 (第2条第2項関係)

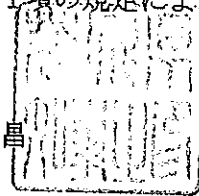
一般廃棄物処理施設設置許可証

平成 27 年 4 月 15 日

住 所 ひたちなか市大字津田 2554 番地の 2
氏 名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋 本 昌



許可の年月日	平成 27 年 4 月 15 日	許可番号	1-1-116
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設 圧縮：空き缶，ペットボトル 破碎：ガラスくず		
設置場所	ひたちなか市高野宇大房地 1967 番 2 外 9 筆		
処理能力	14.47 t / 日 (8 時間) (1.81 t / 時間)		
許可の条件			
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A 列 4 番)